

平成 22 年度燃費基準値及び減税対象基準値

1. 乗用車（ガソリン車）

（単位：km/ℓ）

区 分	燃費 基準値	燃費基準 +32%値	燃費基準 +38%値	燃費基準 +50%値	燃費基準 +65%値	燃費基準 +80%値	燃費基準 +95%値	燃費基準 +110%値
1. 車両重量が 703kg 未満	21.2	28.0	29.3	31.8	35.0	38.2	41.3	44.5
2. 車両重量が 703kg 以上 828kg 未満	18.8	24.8	25.9	28.2	31.0	33.8	36.7	39.5
3. 車両重量が 828g 以上 1,016kg 未満	17.9	23.6	24.7	26.9	29.5	32.2	34.9	37.6
4. 車両重量が 1,016kg 以上 1,266kg 未満	16.0	21.1	22.1	24.0	26.4	28.8	31.2	33.6
5. 車両重量が 1,266kg 以上 1,516kg 未満	13.0	17.2	17.9	19.5	21.5	23.4	25.4	27.3
6. 車両重量が 1,516kg 以上 1,766kg 未満	10.5	13.9	14.5	15.8	17.3	18.9	20.5	22.1
7. 車両重量が 1,766kg 以上 2,016kg 未満	8.9	11.7	12.3	13.4	14.7	16.0	17.4	18.7
8. 車両重量が 2,016kg 以上 2,266kg 未満	7.8	10.3	10.8	11.7	12.9	14.0	15.2	16.4
9. 車両重量が 2,266kg 以上 kg	6.4	8.4	8.8	9.6	10.6	11.5	12.5	13.4

2. 貨物自動車（ガソリン車）

（単位：km/ℓ）

区 分				燃費基準値	燃費基準 +32%値	燃費基準 +38%値	燃費基準 +44%値	燃費基準 +50%値	燃費基準 +57%値	
自動車の種別	変速装置 の方式	車両重量	自動車の 構造							
1. 軽自動車	MT	703kg 未満	構造 A	20.2	26.7	27.9	29.1	30.3	31.7	
			構造 B	17.0	22.4	23.5	24.5	25.5	26.7	
		703kg 以上 828kg 未満	構造 A	18.0	23.8	24.8	25.9	27.0	28.3	
			構造 B	16.7	22.0	23.0	24.0	25.1	26.2	
		828kg 以上			15.5	20.5	21.4	22.3	23.3	24.3
	AT	703kg 未満	構造 A	18.9	24.9	26.1	27.2	28.4	29.7	
			構造 B	16.2	21.4	22.4	23.3	24.3	25.4	
		703kg 以上 828kg 未満	構造 A	16.5	21.8	22.8	23.8	24.8	25.9	
			構造 B	15.5	20.5	21.4	22.3	23.3	24.3	
		828kg 以上			14.9	19.7	20.6	21.5	22.4	23.4
2. 車両総重量 が1.7トン 以下のもの	MT	1,016kg 未満		17.8	23.5	24.6	25.6	26.7	27.9	
		1,016kg 以上		15.7	20.7	21.7	22.6	23.6	24.6	
	AT	1,016kg 未満		14.9	19.7	20.6	21.5	22.4	23.4	
		1,016kg 以上		13.8	18.2	19.0	19.9	20.7	21.7	
3. 車両総重量 が1.7トン 超2.5トン 以下のもの	MT	1,266kg 未満	構造 A	14.5	19.1	20.0	20.9	21.8	22.8	
			構造 B	12.3	16.2	17.0	17.7	18.5	19.3	
		1,266kg 以上 1,516kg 未満			10.7	14.1	14.8	15.4	16.1	16.8
		1,516kg 以上			9.3	12.3	12.8	13.4	14.0	14.6
	AT	1,266kg 未満	構造 A	12.5	16.5	17.3	18.0	18.8	19.6	
			構造 B	11.2	14.8	15.5	16.1	16.8	17.6	
		1,266kg 以上			10.3	13.6	14.2	14.8	15.5	16.2

備考

- 「車両重量」とは、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第6号に規定する空車状態における自動車の重量をいう。
- 「車両総重量」とは、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第2条第9号に規定する積車状態における自動車の重量をいう。
- 「構造A」とは、次に掲げる要件のいずれにも該当する構造をいう。
 - 最大積載量を車両総重量で除した値が0.3以下となるものであること。
 - 乗車装置及び物品積載装置が同一の車室内に設けられており、かつ、当該車室と車体外とを固定された屋根、窓ガラス等の隔壁により仕切られるものであること。
 - 運転者室の前方に原動機を有するものであること。
- 「構造B」とは、構造A以外の構造をいう。
- 「燃費基準+32%（+38%、+50%など）値」とは、燃費基準値に132/100（+38%については138/100、+50%については150/100など）を掛け少数第2位を四捨五入したものをいう。